

News Letter 2025年6月号

新規事業や高付加価値事業への進出を支援 中小企業新事業進出補助金



経営革新等支援機関推進協議会

CONTENTS

- 1 中小企業新事業進出補助金とは
- 2 第1回公募の制度概要
- 3 補助を受けるための基本要件
- 4 申請について
- 5 採択率を高める加点項目

① 中小企業新事業進出補助金とは

中小企業新事業進出補助金とは、既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援し、新規事業への挑戦を後押し。中小企業の生産性・収益の向上を図りつつ、従業員の賃上げにつなげていくことを目的とした補助金です。事業再構築補助金の後継とも言われております。

活用イメージ

機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦。



医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出。



② 第1回公募の制度概要

補助対象者は「企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等」です。企業だけでなく、個人事業主も補助対象となりますが従業員がいない場合は対象外となります。

補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
補助対象経費	建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費

「建物費」または「機械装置・システム構築費用」が必ず含まれている必要があります。

③ 補助を受けるための6つの基本要件

下記6点を満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

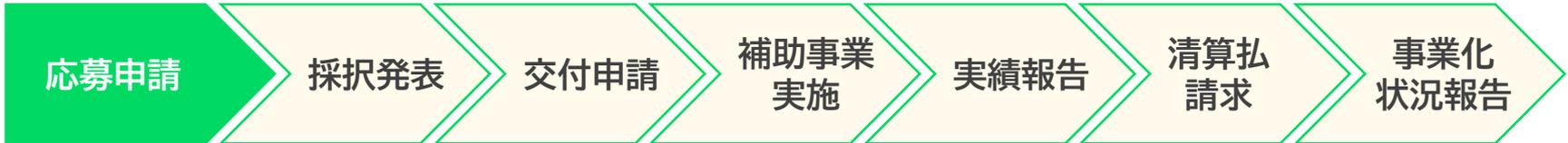
- 1 新事業進出指針に示す「新事業進出」の定義に該当する事業であること(新事業進出要件)。
- 2 付加価値額の年平均成長率が4.0%以上増加すること(付加価値額要件)。
- 3 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、または給与支給総額の年平均成長率が2.5%以上増加すること(賃上げ要件)。
- 4 事業所内最低賃金が、事業実施都道府県における地域別最低賃金より30円以上高い水準であること(事業場内最賃水準要件)。
- 5 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表すること(ワークライフバランス要件)。
- 6 補助事業の実施に当たり金融機関等から資金提供を受ける場合は、資金提供元の金融機関等から事業計画の確認を受けていること(金融機関要件)。

4 申請について

第1回公募スケジュール

公募開始	令和7年4月22日(火)
申請受付	令和7年6月頃(予定)
応募締切	令和7年7月10日(木)18:00
採択発表	令和7年10月頃(予定)

電子申請システム
で受付



※交付決定日より前に補助事業に係る製品の購入や役務の提供に係る契約(発注)等した経費は、補助対象になりません。

※社名、代表者、本社所在地、担当者情報等が変更したときは、すみやかに事務局に届出ください。

※交付決定以降、取得財産にかかる申請等は必ず申請ください。(担保権承認申請、財産処分承認申請等)

4 申請について

申請における必要書類

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画の策定・公表が必要になります。
一般事業主行動計画の策定・公表を行っていない方は手続きをとりましょう！

- 1 決算書(貸借対照表、損益計算書など)
→直近2年分の書類を、1期分1ファイルにまとめて添付します。
→2年分の提出ができない場合は1期分のみを添付します。
- 2 従業員数を示す書類(申請時点のもの)
- 3 収益事業を行っていることを説明する書類(※)
→法人の場合は「直近の確定申告書別表および法人事業概況説明書の控え」を添付します。
→個人事業主の場合は「直近の確定申告書第一表および所得税青色申告決算書または収支内訳書の控え」を添付します。
- 4 固定資産台帳
- 5 賃上げ計画の表明書

※電子申告の日時・受付番号が記載されている必要があります。紙での申告をしている場合は收受日付印の押印または納税証明書(その2所得金額用・事業所得金額の記載があるもの)の提出が必要です。

⑤ 採択率を高める加点項目

一定の条件を満たす事業者を優先的に採択対象とする「加点項目」が設けられています。

- パートナーシップ構築宣言加点
- くるみん加点
- えるぼし加点
- アトツギ甲子園加点
- 健康経営優良法人加点
- 技術情報管理認証制度加点
- 成長加速化マッチングサービス加点
など

+1

+1



最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼



経営革新等支援機関推進協議会